

新居浜工業高等専門学校における公益法人等に対する会費支出に関する要領

平成25年6月1日要領第1号

最終改正 平成28年9月1日

(目的)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公益法人等に対する支出の適正化・透明性を確保するため、独立行政法人国立高等専門学校機構における公益法人等に対する会費支出に関する規則（規則第112号）（以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における公益法人等に対する会費支出に関する取扱要領（平成24年8月1日理事長裁定）（以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 本校においては、「任意団体」についても、機構規則第2条第2項に定める「公益法人等」に準じた取扱いとする。

(承認)

第3条 機構規則第4条による契約担当役への承認の申出は、別紙様式により行うものとする。

(支払基準)

第4条 個人名義により支払いを行う場合には、同名義人が会費支出時において会費に係る期間の3/4以上が独立行政法人国立高等専門学校機構に所属することが予定されていないなければならない。

(支払方法)

第5条 会費の支払いは、機構の財務及び会計に関する規則及び会計基準に基づき処理する。

2 機構規則第4条により承認の申出を行った場合は、「立替払理由書」に代えることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 「新居浜工業高等専門学校学会費等の年会費に関する申合せ」（平成23年11月22日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年9月1日一部改正）

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

契約担当役	課長	課長補佐	財務企画係長	契約係長	契約係

公益法人等会費支出申出書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校契約担当役 殿

所属学科(課) _____

氏 名 _____ 印

「独立行政法人国立高等専門学校機構における公益法人等に対する会費支出に関する規則」
第4条に基づき、会費を支出したいので承認願います。

記

1. 会費名：()
2. 名目： 個人会費 法人会費 賛助会費
 学会等参加費 上記以外
3. 相手方名：()
 公益社団法人 公益財団法人 特例民法法人
 一般社団法人 一般財団法人 その他(任意団体含む。)
4. 会費の支出基準：
 会議(学会等含む。)に参加する又は研究発表等を行う予定がある場合
 雑誌等(学会誌を含む。)を投稿する予定がある場合
 会員等にならなければ得られない情報収集等ができる場合
 会員等の特典により、機構の経費削減につながる事が明確に説明できる場合

詳細

[]

5. 支払い方法： 立替払い 通常の支払い方法
※ 該当項目にレ点を付けてください。
※ その他記載事項の証憑となる資料を添付すること。